

## 行政相談委員 佐々木 富雄 氏に感謝状

本市の行政相談委員としてご尽力されている佐々木富雄さんに対し、「青森行政監視行政相談センター所長感謝状」が授与されました。

行政相談委員は、皆さんの暮らしの中で行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあった時、もっとも身近な相談相手として活動しています。

苦情を直接申し出にくい、どこへ申し出たらよいかわからない、苦情を申し出たがその措置に納得できないなどの相談がございましたら、お気軽にご利用ください。

相談は無料で秘密は厳守します。

定例相談日は、広報つがるでお知らせしています（今月号は18ページ）。

**【問い合わせ先】 市民課 電話42-2111（内線266）**



佐々木 富雄 氏

## 高齢者を狙った詐欺にご注意ください

最近、高齢者を狙った悪徳商法や特殊詐欺による被害が多発しております。

市内でも、市役所職員を名乗る者が、医療費の還付があるなどと言ってATMに誘導し、お金をだまし取る手口の還付金詐欺（未遂）や、身に覚えのない請求をはがき等で送り付け、訴訟に関する費用という名目でお金をだまし取ろうとするような事案（未遂）が発生しています。

悪徳商法や特殊詐欺には十分注意していただくとともに、「あやしいな」と思ったら一人で悩まずに、警察や消費生活センター等の公的機関にご相談ください。

詐欺の手口は年々多様化、巧妙になっていますので、だまされないよう心構えをするとともに、家族や地域の見守りで高齢者の消費者被害を防ぎましょう。

**【問い合わせ先】 つがる市商工観光課 電話42-1114**

**五所川原市消費生活センター 電話33-1626**

**青森県消費生活センター 電話017-722-3343**



## 市民の皆さまから寄せられたお問い合わせ

市では、市民の声を市政運営の参考とさせていただくために、市役所、各出張所に目安箱を設置しており、ホームページでは、お問い合わせを受け付けています。

寄せられたお問い合わせのうち、主なものをお知らせします。



お問い合わせ	回 答 (担当課)
<p>〈ごみの収集について〉</p> <p>ごみのルールを守らず、シールを貼られて残される物がありますが、収集箱の外に置いていくので、カラスが散らかします。</p> <p>収集箱の外に出さないといけませんか？</p>	<p>収集できなかったごみは、動物や野鳥が散らかす懸念が高いことから、衛生状態を保つためにも収集箱の外に置かないよう収集業者に指導をしていますが、本案件が生じたことをお詫び申し上げます。今後さらに対策を強化するとともに、指導を徹底してまいりますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、「指定収集日以外に出す」「分別がなされていない」などのものは、収集できません。地域の生活環境を保全するためには、一人ひとりが自覚を持って分別し「<b>収集できないごみを出さない</b>」取り組みが必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。（環境衛生課）</p>
<p>〈屋内運動施設〉</p> <p>家族で、屋内でボール遊びとか卓球とかバドミントン等が出来る所を紹介してもらえますか。</p>	<p>使用できる屋内運動施設は木造体育センター、柏総合体育センター、稲垣体育館があり、いずれも個人、団体問わず利用が可能となっております。</p> <p>ご利用の際は、3日前までに申請が必要となりますので、各施設にお問い合わせいただき、使用状況等をご確認し手続きをしてください。</p> <p>なお、ご希望のスポーツ用具が施設にあれば、借りて使うこともできますので、併せてご確認いただくようお願いいたします。（社会教育文化課）</p>

ホームページからお問い合わせの際は、各ページの下の方にある「[メールでのお問合せについて](#)」をクリックしてください。【担当：秘書広報課】

# 市営住宅<新築、空家>入居者募集

## (新築)

団地名	戸数	建築年度	所在地	構造	浴室	浴槽	給湯器	油タンク	アンテナ	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地	5戸	H30	木造桜木8-2	木造平屋 4・5連戸2LDK	○	○	○	○	○	下水道	23,200 ～45,700
桜木団地 (9-17号)	1戸	H30	木造桜木8-2	木造平屋 4連戸3LDK	○	○	○	○	○	下水道	28,100 ～55,100

## (空家)

若宮団地 (5-3号)	1戸	S53	木造若宮43-1	木造2階建 4連戸3DK	○	×	×	×	○	下水道	12,000 ～23,500
月見野丘団地 (26号)	1戸	H4	森田町森田 月見野356-11	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	×	×	○	汲み取り	16,100 ～31,600
第2月見野丘 団地(15号)	1戸	H6	森田町森田 駒ヶ淵30-19	木造平屋 2連戸2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	16,500 ～32,500
つきみの団地 (2号)	1戸	H13	森田町森田 月見野300-2	木造平屋 1戸建2LDK	○	○	×	×	×	浄化槽	20,400 ～40,000
森田第2若緑 団地(10号)	1戸	H18	森田町上相野 若緑63-1	木造平屋 2連戸3LDK	○	○	○	○	○	浄化槽	25,100 ～49,400
中塚2号団地 (12号)	1戸	S54	車力町屏風山 1-115	木造平屋 3連戸3K	○	×	×	×	×	下水道	8,000 ～15,800

募集期間	7月20日(金)～7月26日(木)(土日除く) 応募書類を審査のうえ、8月中旬の選考により決定します。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること(満60歳以上の高齢者等は単身入居可) ②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること(一般・単身世帯:月額158,000円以下、裁量世帯(※)は月額214,000円以下) ③税の滞納がないこと ④住宅に困窮していることが明らかなこと ⑤独立して生計を営んでいること(離婚を前提とした申込みはできません) ⑥暴力団でないこと(同居予定者を含む) ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶ 小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶ 申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶ 申請者または同居予定者が障害者(次の要件)の世帯 身体障害者手帳(1～4級)、精神障害者保健福祉手帳(1～2級)、愛護手帳(A・B)
必ず必要な書類等	①入居希望申請書(用紙は市役所建築住宅課にあります) ②マイナンバーカードまたは通知カード(入居予定の世帯全員分) ③税の滞納がないことの証明書(同居予定者を含む) ④運転免許証等の本人確認書類(窓口に来られる方) ⑤申請者の認め印 ⑥借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し ⑦入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し ※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によってはその他の書類が必要となります。詳しくは建築住宅課の窓口でご確認ください。
入居予定日	・桜木団地(新築)6戸は、8月31日に入居説明会を開催し、9月1日が入居日になります。 ・空家の6戸は、いずれも9月3日以降の入居となります。
その他	①入居者に選考された方は、家賃3カ月分の敷金と、連帯保証人2名(税滞納のない方で所得のある方)が必要となります。 ②事前相談は、随時受け付けています。

●市営住宅での「ペット飼育、一時預かり、餌付け」は禁止です。

市営住宅は多数の世帯が居住する共同住宅です。入居者の中には、動物アレルギーを持つ方や、動物の苦手な方がいます。また、犬、猫、鳥などのペットの飼育は、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となりますので、市営住宅ではペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。

**[申し込み・問い合わせ] 建築住宅課 電話42-2111 (内線383・386)**